

平成 23 年 3 月 29 日

「社会福祉法人全国社会福祉協議会」
ボランティア活動保険の加入についての留意事項

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険へのご加入にあたっては、以下の事項にご留意ください。

記

1. ボランティア活動保険の保険期間は年度ごととなります（4 月 1 日より新契約）。平成 23 年度の保険に未加入の方は、改めて加入手続きが必要となります。
2. ボランティア活動保険は、ボランティア自身やボランティアグループが加入申込人となるものです。また、被災地の負担を少しでも軽減させるため、原則として在住地（または出発地）等の社会福祉協議会での加入をお願いいたします。これにより、出発地からの補償が担保されます。
3. 地震（余震）に起因する事故によるケガは、「天災プラン」でなければ補償できません。すでに基本プランに加入している方でも、「天災プラン」への加入が必要です（新規加入）。その際の補償は、いずれか一口のみとなります（基本プラン+天災プランの 2 口での補償ではありません）。
4. ボランティア活動保険加入を証明する「加入カード」を、被災地に赴く加入者を対象に配布する予定です（4 月上旬より加入時に配布）。被災地において保険加入を確認できるよう、カードの携帯をお願いいたします。

◆ 本件に関するお問い合わせ先

（株）福祉保険サービス TEL. 03-3581-4667 FAX. 03-3581-4763

平成23年4月6日

ボランティア活動保険における学生のボランティア活動について

(留意点)

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険は、「日本国内における『自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動』」を対象としています。

なお、「授業の一環」としての活動は、本会のボランティア活動保険の対象と認められません。